

道路事業者からのお願い

【車載器管理番号に関するお願い】

車載器管理番号は、ETCの各種登録型サービスのために必要な番号です。

- 車載器管理番号は、お持ちの車載器又は車載器のパッケージに記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種登録型サービスを受ける場合又は今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。「ETC車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）」を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

【障害者割引制度におけるETC利用について】

- ETC無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に市区町村の福祉担当窓口での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要になります。両方の手続きがなされていない場合、ETC無線走行での障害者割引が適用されません。
- 事前に登録されたETCカードを、登録された車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業を行ったもの）に挿入し、ETC車線を無線通行した場合のみ割引が適用されます。
- ※ 既にETC無線走行以外のお支払いでの障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録を行う必要があります。
- ※ 通行料金の請求を受ける料金所でETC車線が閉鎖されている場合は、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して係員にETCカードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。料金精算機のある車線では、「障がい者用係員呼出ボタン（レバー）」を操作して係員を呼び出してください。
- ※ ETC無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携帯してください。（ETC車線が閉鎖されている場合で、上記手帳をご呈示いただけない場合は、割引が適用できません。）
- ※ 障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは市区町村の福祉担当窓口で行ってください。
- ※ 登録済のETCカード、車載器、自動車を変更される場合は、ETCのご利用前に市区町村の福祉担当窓口で変更手続きを行ってください。

お問合せ一覧

● ETCのご利用に関して

東日本高速道路株式会社

NEXCO 東日本お客さまセンター 0570-024024
または 03-5338-7524
受付時間：24時間（年中無休）

中日本高速道路株式会社

NEXCO 中日本お客さまセンター 0120-922-229
（フリーダイヤルがご利用できないお客さまは 052-223-0333）
受付時間：24時間（年中無休）

西日本高速道路株式会社

NEXCO 西日本お客さまセンター 0120-924863
（フリーダイヤルがご利用できないお客さまは 06-6876-9031）
受付時間：24時間（年中無休）

本州四国連絡高速道路株式会社

本四高速お客さま窓口 078-291-1033
受付時間：9:00～17:30（年中無休）

首都高速道路株式会社

首都高お客様センター 03-6667-5855
受付時間：7:00～20:00（年中無休）

阪神高速道路株式会社

阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484
受付時間：月～金 8:30～19:00
（土日・祝日・年末年始は、9:00～18:00）

● ETCカードおよび請求金額に関して

お手持ちのETCカード発行元にご確認ください。

● 車載器に関して

車載器の購入先、または取扱説明書に記載されている連絡先にお問い合わせください。

● セットアップに関して

一般財団法人 ITS サービス高度化機構 (ITS-TEA)
ETCお問い合わせ窓口 03-5216-3856
受付時間：月～金 9:00～18:00（土日・祝日・年末年始を除く）

2018年5月現在